自由金利型定期預金規定（M型）

１．（自動継続）

（１）この預金のうち自動継続扱のものは、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．（預金の支払時期等）

この預金のうち自動継続扱でないものは、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

３．（利息）

（１）自由金利型定期預金（M型）の場合

①自由金利型定期預金（M型）（複利型）の場合

Ａ　自由金利型定期預金（M型）（複利型）の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後に、この預金とともに支払います。

Ｂ　この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②自由金利型定期預金（M型）（単利型）の場合

Ａ　自由金利型定期預金（M型）（単利型）の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率によって計算し、満期日以後に、この預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

（Ａ）預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

ａ　現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

ｂ　預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

ｃ　定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

（Ｂ）中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

Ｂ　この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（２）自動継続自由金利型定期預金（M型）の場合

①自動継続自由金利型定期預金（M型）（複利型）の場合

Ａ　自動継続自由金利型定期預金（M型）（複利型）の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下第3条第2項第1号および第2号において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下、自由金利型定期預金（M型）の場合も含めてこれらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

Ｂ　継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

②自動継続自由金利型定期預金（M型）（単利型）の場合

Ａ　自動継続自由金利型定期預金（M型）（単利型）の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

（Ａ）預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70％を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払利息を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

（Ｂ）中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利

息」といいます。）は満期日に支払います。

B　この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

（A）預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

（B）自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

a　預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

b　中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする中間利息定期預金とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

（C）預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

C　継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

（3）この預金を定期預金共通規定第5条第1項および預金等共通規定第8条第2項または第3項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型については6か月複利の方法により計算）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

A、解約までの預入期間が6か月未満の場合
　解約日における普通預金の利率

B、解約までの預入期間が6か月以上1年未満の場合
　預入日（または継続日）における自由金利型定期預金（M型）の「6か月」店頭表示利率×70%

C、解約までの預入期間が1年以上2年未満の場合
　預入日（または継続日）における自由金利型定期預金（M型）の「1年」店頭表示利率×70%

D、解約までの預入期間が2年以上3年未満の場合
　預入日（または継続日）における自由金利型定期預金（M型）の「2年」店頭表示利率×70%

E、解約までの預入期間が3年以上4年未満の場合
　預入日（または継続日）における自由金利型定期預金（M型）の「3年」店頭表示利率×70%

F、解約までの預入期間が4年以上5年未満の場合
　預入日（または継続日）における自由金利型定期預金（M型）の「4年」店頭表示利率×70%

G、解約までの預入期間が5年以上7年未満の場合
　預入日（または継続日）における自由金利型定期預金（M型）の「5年」店頭表示利率×70%

H、解約までの預入期間が7年以上10年未満の場合
　預入日（または継続日）における自由金利型定期預金（M型）の「7年」店頭表示利率×70%

※解約までの預入期間が６か月以上の場合、上記算式による中途解約利率と解約日における普通預金利率のいずれか高い方を適用します。ただし、その結果得られる適用利率が当該定期預金の約定利率を上回る場合には、当該約定利率を適用します。

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

４．（中間利息定期預金）

（1）中間利息定期預金の利息については、第3条の規定を準用します。

（2）中間利息定期預金については、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については、原則として通帳での預入れの場合には通帳に記載しないこととし、証書での預入れの場合は証書を発行しないこととし、別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の解約請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに当店に提出してください。

以上

(2025.6)